

天 塩 町 障 害 者 活 躍 推 進 計 画

天 塩 町

天 塩 町 議 会

天塩町教育委員会

天塩町選挙管理委員会

天塩町代表監査委員

天塩町農業委員会

1. 策定の趣旨

本町では、障害者の雇用の促進等に関する法律（以下「障害者雇用促進法」という。）等に基づき、障害のある人を対象とした職員採用選考の実施に取り組んでいるところです。

こうした中、平成30年に、国の機関及び地方公共団体の機関（以下「公務部門」という。）において障害者雇用率制度の対象障害者の不適切な計上があり、法定雇用率を達成していない状況が明らかとなりました。

障害者雇用を進める上では、障害者の活躍の推進が必要であることから、公務部門においては、障害者の活躍の場を拡大するための取組を不断に実施する等、自立的なPDCAサイクルを確立できるよう、令和元年6月に障害者雇用促進法が一部改正され、国及び地方公共団体が自ら率先して障害者を雇用するよう努めなければならないことが明示されるとともに、国及び地方公共団体の任命権者は、障害者活躍推進計画（以下「計画」という。）を作成しなければならないこととされました。

障害者の活躍は、障害者一人ひとりが能力を有効に発揮できることであり、障害のある職員が活躍できるよう、役場全体で取り組んでいくことが重要です。障害者の視点に立ちながら本計画を策定したところであり、本計画のもと、障害のある職員を含む全ての職員が働きやすい職場づくりを進めます。

2. 策定主体

計画の策定主体は、天塩町長、天塩町議会議長、天塩町選挙管理委員会、天塩町代表監査委員、天塩町教育委員会、天塩町農業委員会とし、共同で計画を策定するものとします。

3. 計画期間

計画の期間は令和2年4月1日から令和7年3月31日までの5年間とし、計画の期間内であっても、毎年度取組状況等を把握・検証し、必要に応じて見直すことができることとします。

4. 計画の周知、点検及び公表

計画を策定・変更した時は、遅滞なくイントラネットへの掲載等により全ての職員に周知するほか、町ホームページに掲載するなど適切に公表を行います。また、計画に基づく取組の実施状況は、毎年度、町ホームページで公表を行います。

5. 障害者雇用に関する課題

天塩町においては、特例認定により教育委員会と合算して障害者任免状況通報を実施しています。令和元年6月1日現在、法定雇用率2.5%を満たす職員の採用を行っていますが、令和3年4月までに法定雇用率2.6%になることを踏まえ、積極的な採用を実施する必要があります。

6. 障害者である職員の活躍の推進に向けた目標

① 採用に関する目標

各年度6月1日時点の法定雇用率を達成する。

(参考) 令和元年6月1日時点の実雇用率1.74%

【評価方法】 毎年の任免状況通報により把握・進捗管理を行うものとする。

② 定着に関する目標

不本意な離職者を極力生じさせない。

【評価方法】 毎年の任免状況通報のタイミングで、人事記録等を元に、職員の定着状況を把握・進捗管理を行うものとする。

7. 障害者である職員の活躍の推進に向けた取組内容

① 障害者の活躍を推進する体制整備

○障害者雇用推進者として総務課長を選任する。

○組織内の人的サポート体制を整備するとともに、組織外の関係機関と連携体制を構築し、役割分担及び各種相談先を整理し、関係者間で共有する。

○役割分担及び各種相談先については、人事異動等に変更が生じるため、定期的に更新を行う。

② 障害者の活躍の基本となる職務の選定・創出

○現に勤務する障害者や今後採用する障害者の能力や希望も踏まえ、職務の選定及び創出について検討を行う。

○所属長との面談等により、障害者と業務の適切なマッチングができているかの点検を行い、必要に応じて検討を行う。

③ 障害者の活躍を推進するための環境整備・人事管理

○障害者の要望を踏まえ、利用しやすい環境設備を検討する。

○障害者の要望を踏まえ、作業マニュアルやチェックリストの作成、作業手順の簡素化や見直しを検討する。

○募集・採用に当たっては、次の取り扱いは行わない。

・特定の障害を排除し、又は特定の障害に限定する。

・自力で通勤できることといった条件を設定する。

・介助者なしで業務遂行が可能といった条件を設定する。

・「就労支援機関に所属・登録しており、雇用期間中支援が受けられること」といった条件を設定する。

・特定の就労支援機関からのみの受入れを実施する。